

○静岡県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

(令和4年3月24日静岡県警察本部訓令第19号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、静岡県警察鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 鉄警隊の運用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第3条 鉄警隊は、静岡県内の鉄道施設及び関係都県警察間における協議等により定められた区間の列車内において、規則第3条に規定する任務に当たるものとする。

(用語の意義)

第4条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊本部 鉄警隊の職員のうち、分駐隊員以外のものをもって組織する鉄警隊の本部をいう。
- (2) 隊員 隊本部において鉄道警察に関する企画運用等の事務に従事する警察官及び次条に規定する各活動単位ごとに活動する警察官をいう。
- (3) 鉄警隊幹部 隊員のうち、巡查部長以上の階級にある者をいう。
- (4) 分駐隊長等 隊本部、沼津分駐隊、静岡分駐隊及び浜松分駐隊において、第11条第2号又は第3号に規定する職務に従事する警察官をいう。

(活動単位)

第5条 鉄警隊の活動単位は、隊本部及び分駐隊とする。

(運営の基本)

第6条 静岡県警察鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、前条に規定する活動単位がそれぞれの機能及び特性を最高度に発揮できるよう、鉄警隊の効率的かつ総合的な運営を図るものとする。

第2章 運用

(関係警察との連携)

第7条 隊長は、2以上の都県警察にわたる警乗等の実施に関し、関係都県警察と常に緊密な連携を保つものとする。

(所属長との相互協力)

第8条 隊長及び所属長（県本部機動警ら課長（以下「機動警ら課長」という。）を除く。）は、鉄警隊の運営に関し、相互に協力するとともに緊密な連絡を保ち、鉄道施

設等で発生した事件、事故等の初動措置に間隙を生じさせることのないようにしなければならない。

(鉄道事業者等との連絡)

第9条 隊長は、鉄道に係る公安の維持を図るため、鉄道事業者等と緊密な連絡を保つものとする。

第3章 班長の指定及び幹部の職務

(班長)

第10条 隊長は、沼津分駐隊、静岡分駐隊及び浜松分駐隊（以下「分駐隊」という。）の活動を一体として効率的に行わせるため、分駐隊の交替制勤務ごとに班長を指定するものとする。

(幹部の職務)

第11条 鉄警隊幹部は、自ら率先して任務を遂行するとともに、管内の警察署、鉄道事業者等との連絡調整を行うほか、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 隊本部係長

- ア 鉄警隊に関する企画及び立案
- イ 隊員に対する全般的な指揮監督及び指導教養

(2) 隊本部特務係長

- ア 特務係に関する事務処理
- イ 特務係員に対する指揮監督及び指導教養
- ウ 事件主管課担当者、駅前交番勤務員等との緊密な連携及び情報収集

(3) 分駐隊長

- ア 分駐隊の運用計画の立案及び実施
- イ 分駐隊員に対する実践的指揮監督及び指導教養
- ウ 活動の重点事項の調整及び実施

(4) 班長

- ア 事件、事故等発生時における現場活動及び指揮
- イ 班員に対する指揮監督及び指導教養

第4章 特務係の活動

(任務)

第12条 特務係は、第3条に規定する鉄道施設及び列車内における痴漢、盗撮、不同意わいせつ、すり、置引き等各種犯罪並びに当該鉄道施設及び列車を利用した特殊詐欺の未然防止、捜査、検挙活動等を任務とし、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 犯罪捜査に関すること。
- (2) 事件、事故等の未然防止に関すること。
- (3) 事件、事故等の発生に伴う初動措置に関すること。

(4) 警ら及び列車警乗活動に関すること。

(5) その他隊長の命ずること。

(服制)

第 13 条 特務係は、原則として私服勤務とする。ただし、特別な事情がある場合には、隊長は、制服勤務を命ずることができる。

(活動状況の記録等)

第 14 条 省略

第 5 章 分駐隊の活動

(勤務方法)

第 15 条 分駐隊員の勤務方法は、警ら、警戒警備、警乗、立番、見張り及び在所とするものとする。

(警ら)

第 16 条 省略

(警戒警備)

第 17 条 省略

(警乗)

第 18 条 分駐隊員は、列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、規則第 6 条に規定する活動のほか、要保護者の発見、保護等を行うものとする。

2 警乗は、原則として、2 人 1 組を単位として警乗計画に基づき行うものとする。

3 隊長は、警乗計画に定めがある列車以外であっても、特に警乗を要すると認めた場合には、分駐隊員に警乗を命ずるものとする。

4 警乗は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 列車内における事件、事故等の発生状況及び当日の列車運行状況を事前に把握しておくとともに、無線機等を携行すること。

(2) 警乗前に待合室及びその周辺を巡回し、挙動不審者、要保護者等の発見に努めるとともに、警乗列車の発車おおむね 10 分前に乗降場に赴き、乗客の動向、手荷物持込状況等の把握に努めること。

(3) 警乗開始前に車掌と連絡を取り、警乗区間を告げるとともに、旅客に関する情報、事件、事故等の発生時における相互の連絡及び通報の方法、待機場所等について打合せを行うこと。

(立番)

第 19 条 省略

(見張り及び在所)

第 20 条 省略

(休憩)

第 21 条 休憩は、原則として、分駐隊又は分遣所において行うものとする。

- 2 急訴事件、各種届出等は、休憩中であっても直ちに受理し、必要な措置を講ずるものとする。

(活動状況の記録等)

第 22 条 省略

第 6 章 検挙事件等の取扱い

(検挙事件等の取扱い)

第 23 条 省略

第 7 章 補則

(細目的事項)

第 24 条 機動警ら課長は、この訓令に基づき細目的事項及び様式を別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。
(静岡県警察本部地域部鉄道警察隊の運営に関する訓令の廃止)
- 2 静岡県警察本部地域部鉄道警察隊の運営に関する訓令（平成 21 年県本部訓令第 44 号）は、廃止する。

附 則(令和 5 年 1 月 11 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 7 日県本部訓令第 40 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 27 日県本部訓令第 42 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。